

# 身体拘束に関する指針

2025年5月31日作成  
医療法人はあとふる 運動器ケア しまだ病院

## 【身体拘束について】

身体拘束とは、患者の身体および衣服に触れる何らかの用具を使用し、患者の身体を拘束し行動を制限するものをいう。

### 1. 身体拘束の3要件

身体拘束は、以下の3要件を全て満たす場合に実施可能とされている。

切迫性：患者本人、または他の患者の生命および身体が危険にさらされる可能性が著しく高い  
非代替性：身体拘束やその他の行動制限を行う以外に代替する方法がない  
一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

### 2. 身体拘束の種類

身体拘束は、以下のものを用いて当該患者の動作を抑制し行動を制限するものをいう。

〔使用する物品の例〕

抑制帯、ミトン、車椅子乗車時の抑制ベルト、つなぎ服、4点柵

\*コールマット、サイドコール、座コールは含まれない

### 3. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

#### 1) 必要性の検討

身体拘束を実施するかどうかは、職員個々の判断ではなく、当該患者にかかわる医師、看護師等、当該患者に関わる複数の職員で上記3要件に照らし合わせて最終決定を行う。

#### 2) 患者および家族への説明と同意

患者および家族へ、身体拘束が必要な状況であること、どのような手段で実施するか、身体拘束は一時的なものであること、などを医師より説明し、書面にて同意を得る。

#### 3) 使用物品の選定

患者の苦痛や不快感を最小限に抑えられる物品の選定を行う。

#### 4) 患者の観察とカルテへの記載

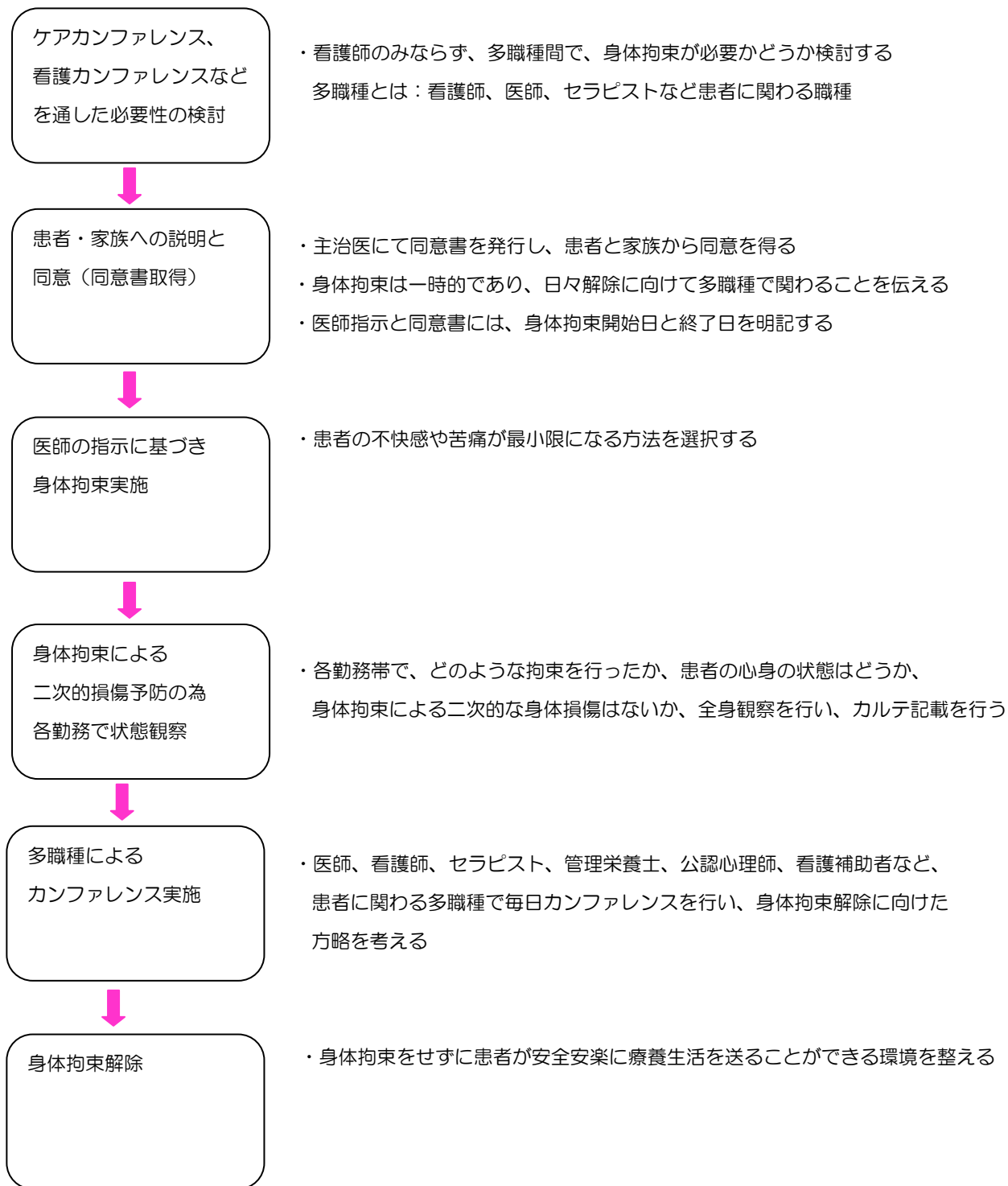
身体拘束を行った場合は、当該患者の状況、身体拘束が必要であると判断した理由、どのような拘束を行ったか、身体拘束を行った日時を診療記録に必ず記載する。

#### 5) 身体拘束の解除に向けた検討

できる限り早期に解除できるよう日々の観察を行い対応する。身体拘束解除に向けた検討については、多職種カンファレンスの実施を必ず行い、内容をカルテに記載する。

#### 6) 家族への対応

身体的拘束を実施することを避けるために、家族等に対し付き添いを強要してはならない。



#### 【身体拘束最小化に向けた取り組みのポイント】

- ① コールマット・サイドコール・座コールは、転倒なく安全に活動するために使用するものであり、身体拘束には該当しない
- ② 身体拘束を行った場合の解除に向けたカンファレンスについて、参加できない職種がある場合、その職種が状況を把握していることが分かるカルテ記載を行う